

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和4年6月28日付.保医発0628第4号.令和4年7月1日適用)により、下記の検査項目の保険点数が改正されましたのでご案内申し上げます。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2 核酸検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数の見直しについては、「検査料の点数の取扱いについて」(令和4年3月16日付け保医発0316第1号)において告知された通りです。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
コクリントモプロテイン(CTP)検出	460点	区分番号「D007」 血液化学検査 (生化学的検査I*)

ア コクリントモプロテイン(CTP)検出は、ELISA法により、外リンパ瘻を疑う患者に対して、診断のために中耳洗浄液中のコクリントモプロテイン(CTP)を測定した場合に、本区分の「63」460点を算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める適正使用指針を遵守すること。

イ 本検査を実施した場合、検体検査判断料については、「尿・糞便等検査判断料*(34点)」を算定する。

●弊社受託未定

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出	700点 (検査委託) 700点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

ア SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びRSウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びRSウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数(700点)を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

裏面に続きます

株式会社 第一岸本臨床検査センター

札幌本社：〒007-0867 札幌市東区伏古七条三丁目5番10号 ☎(011)787-2111 FAX(011)787-2191

資料、お問い合わせは担当者または最寄りの営業所までお願いいたします。

イ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記の点数(700点)を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記の点数(700点)をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記の点数(700点)を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出を実施した場合、区分番号「D012」の「23」RSウイルス抗原定性、区分番号「D023」のSARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)については、別に算定できない。

オ 本検査を算定するに当たっては、本区分の「10」の「注」に定める規定は適用しない。

●弊社受託未定

◎保険点数が改正された検査項目

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2核酸検出	700点 (検査委託) 700点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

(1)～(17) (略)

(18) SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、700点を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

※下線部が変更されました。

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	700点 (検査委託) 700点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、700点を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

※下線部が変更されました。